

監委第88号
令和6年9月6日

岐阜県知事 古田 肇 様

岐阜県監査委員 若井 敦子

岐阜県監査委員 恩田 佳幸

岐阜県監査委員 鈴木 祥一

岐阜県監査委員 安田 典子

岐阜県監査委員 飯沼 敦朗

令和5年度岐阜県内部統制評価報告書の審査について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第150条第5項の規定により審査を求められた令和5年度岐阜県内部統制評価報告書について審査した結果、その意見を次のとおり提出します。

令和 5 年度

岐阜県内部統制評価報告書審査意見書

岐 阜 県 監 査 委 員

令和5年度 岐阜県内部統制評価報告書審査意見書

第1 審査の種類

地方自治法第150条第5項の規定による同条第4項に規定する報告書の審査

第2 審査の対象

令和5年度 岐阜県内部統制評価報告書

第3 審査の着眼点

審査は、以下の点に主眼を置いて実施した。

- (1) 知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか
- (2) 内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているか

第4 審査の実施内容

令和5年度岐阜県内部統制評価報告書について、岐阜県知事及び内部統制評価部局から報告を受け、「岐阜県監査委員監査基準」に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」(平成31年3月総務省)の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、必要に応じて関係部局に説明を求めたほか、定期監査における結果等を踏まえ審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

第5 審査の結果及び意見

令和5年度岐阜県内部統制評価報告書について、監査委員が確認した内部統制の整備状況及び運用状況、評価に係る資料並びに監査委員が行うこととされている監査、検査、その他の行為によって得られた知見に基づき審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当である。

なお、上記の審査結果に影響するものではないが、各所属から提出される業務レベルの内部統制における自己評価について、パソコンの毀損等、把握すべき不備の記載漏れが散見された。また、不備として財務に関する事務処理の誤りは散見されており、引き続き各機関における内部統制に対する意識の向上を図るとともに、制度の更なる充実強化に努められたい。

《備考》

- (1) 令和5年度岐阜県内部統制評価報告書における評価結果として、財務に関する事務において、次のとおり評価対象期間中の運用上の重大な不備を把握したため、当該事務に係る内部統制は、評価対象期間において有効に運用されていないとされている。

① 事前決裁の不備

商工労働部県産品流通支援課が、その予定金額が348,024,000円及び27,224,000円である2件の工事負担金に係る支出負担行為をしようとするときに、当該事前決裁書による決定及び会計管理者への合議を行っていなかった。